

社会福祉法人いきいき福祉会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いきいき福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員の間年報酬総額は3,000,000円以内とする。

- (1) 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
- (2) 理事長及び常勤役員（就業規則で定める基本就業時間に勤務し法人業務を行う理事）については、別表1で定める月額報酬を支給する。また、常勤役員の通勤手当については通勤手当支給規程に準ずる額を支給する。
- (3) 理事長を除く非常勤役員等については、法人業務を行う場合は別表2で定める、月額報酬を支給する。なお、非常勤役員等が別表2に係る業務を行う場合に掛かった交通費に関しては、別途定める「交通費申請様式」に基づき、その実績額を支払う。
- (4) 役員等が、理事長又は理事会の委任を受け、法人業務のために出張したときは、旅費・出張規程に基づき、出張費（交通費及び宿泊料）を支給する。但し、非常勤役員に関して役職区分は「施設長」を適用し、常勤役員については役職区分に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第3条 理事長及び常勤役員に対する報酬の支給時期は、職員賃金規程第8条第2項に準じた日とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬（理事長除く）、交通費は、当該会議に出席した等その都度、支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第4条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処

理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 8 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (理事長及び常勤役員報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 60,000 円
専務理事	月額 40,000 円
常勤理事	月額 20,000 円

別表 2 (非常勤役員等の日額報酬)

	金額
① 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合	6,000 円 (日額)
② 監事が監査等の業務を実施した場合	
③ 役員等が理事長又は理事会の委任を受け法人及び施設業務のために出勤した場合	